

平成27年度総会・技術研修会開催される

平成27年6月4日(木)午後、さいたま市の埼玉会館において、平成27年度通常総会が開催されました。

● 会長挨拶

会員の皆様には、日頃より当協議会の活動につきまして、特段の御理解と御協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

国は、温室効果ガスの排出量を2050年までに80%削減することを地球温暖化対策の長期的な目標として掲げており、この目標の達成にはフロン類の大気中への排出を抑制していくことが極めて重要であります。

近年、使用中の機器からフロン類が大気中へ排出されることが問題視されておりますので、定期的な点検など、適切な管理により、フロン類の排出を未然に防ぐよう、お願いいたします。

フロン類に関する問題への対策は現在進行形で進んでおります。会員の皆様方におかれましても、この機会にフロン排出抑制法について、より一層の御理解を賜りたいと思います。



会長 黒木 健之

● 議 事

1 報告事項

(1) 理事及び監事の変更について

任期満了に伴う変更がありました。

(2) 埼玉県フロン回収・処理推進協議会規約の一部改正について

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第39号)及び埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例(平成27年条例第11号)の施行を踏まえ、規約の一部を改正しました。

2 審議事項

(1) 平成26年度事業報告及び収支決算に関する件

平成26年度の事業実績と収支決算(収入779,052円、支出391,840円、差引額387,212円を平成27年度に繰越)が承認されました。

(2) 平成27年度事業計画及び予算に関する件

平成27年度は総会の開催、普及啓発物品や会報の作成などの事業を実施し、予算額を

657,284 円とすることが承認されました。

○役員名簿(敬称略)

- 会 長 黒木 健之 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会会長)
- 副 会 長 加藤 博 (埼玉県電機商業組合理事長)
- 常務理事 水井 廣二 (埼玉県環境部大気環境課長)
- 理 事 平沼 一幸 (埼玉県自動車販売店協会会長)
- 理 事 齊藤 一雄 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会副会長)
- 監 事 中新田 直生 (株式会社市川環境エンジニアリング執行役)
- 監 事 中島 辰衛 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会専務理事)

■ 技術研修会

総会終了後、一般財団法人日本冷凍空調設備工業連合会の大沢事務局次長兼業務部部長をお招きし、「フロン排出抑制法について」と題して、平成 27 年 4 月に施行されたフロン排出抑制法の概要について御講演をいただきました。

平成 26 年度 フロン類の回収状況

埼玉県における平成 26 年度のフロン回収破壊法に基づく、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収状況がまとまりました。

回収量は 197.1 トンであり、平成 25 年度と比較して約 9% の増加となりました。このうち、廃棄時等回収についてみると、平成 25 年度の 129.2 トンから 147.4 トンへと、約 14% の増加となりました。

平成 27 年度からはフロン排出抑制法が施行されており、フロン類の充填量についても把握できるようになるため、フロン類の漏えい防止をす

るために、適切な機器管理や適正な冷媒充填及び回収行為を行う取組を進める必要があります。

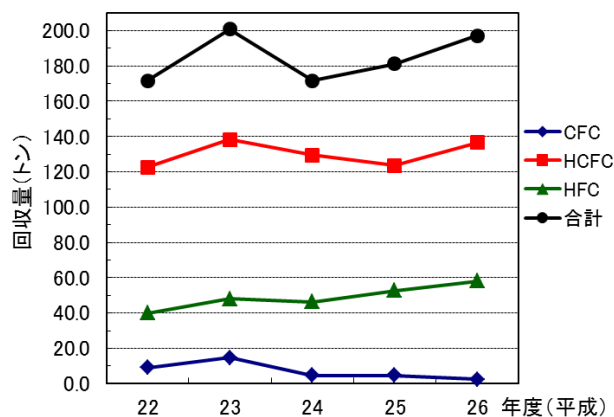


図1 フロン類回収量の推移(廃棄・整備合計)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
廃棄時回収量	110.1	131.3	130.5	129.2	147.4
整備時回収量	61.6	69.6	49.9	51.9	49.7
合計	171.7	200.9	180.4	181.0	197.1

(単位:トン)

フロン排出抑制法について

～フロン類を適正に管理しましょう～

1. 法施行日

国は平成 25 年 6 月にフロン回収・破壊法を抜本的に改正し、管理者に簡易点検等を義務付けるなど新たな内容を加えた「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(略称:フロン排出抑制法)」が平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。

2. 法改正の内容

フロン類の回収・破壊だけではなく、使用時を含む製造から廃棄まで①～⑤のフロン類のライフサイクル全体の対策を講じることになりました。

- ① 製造量・輸入量の削減(フロンメーカーによる取組)
- ② 使用製品のノンフロン・低GWP化の促進(製品メーカーによる取組)
- ③ 機器使用時における漏えい防止(管理者による取組)
- ④ 充填・回収行為の適正な実施(充填回収業者による取組)
- ⑤ 再生・破壊行為の適正な実施(破壊業者、再生業者による取組)

3. 管理者の責務

多くの企業は第一種特定製品である業務用冷凍空調機器を有しており、その管理者(ユーザー)となります。管理者は下記のア～ウの役割を新たに負うこととなります。

ア 機器使用時における漏えい防止対策

「管理者の判断基準」①～④を遵守しなければなりません。

- ① 機器の設置環境・使用環境の維持保全
- ② 簡易点検・定期点検

	点検内容	点検頻度	点検実施者
【簡易点検】 全ての第一種特定製品 (業務用の冷凍空調機器)	・冷蔵機器及び冷凍機器の庫内温度 ・製品からの異音、製品外観(配管含む)の損傷、腐食、錆び、油にじみ並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの徴候有無	・3か月に一回以上	・実施者の具体的な制限なし。
(上乗せ) 【定期点検】 圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の機器	・定期的に直接法や間接法による専門的な冷媒漏えい検査を実施 ・都道府県による勧告・命令の対象となる罰則つき点検	・7.5kW以上の冷凍冷蔵機器 :1年に1回以上 ・50kW以上の空調機器 :1年に1回以上 ・7.5～50kWの空調機器 :3年に1回以上	・点検に係る十分な知見を有する者(社外・社内を問わない)

- ③ 漏えい時の措置(漏えい発覚時の未修理によるフロン類充填の原則禁止)

- ④ 点検・整備の記録作成・保存

イ 算定漏えい量の報告

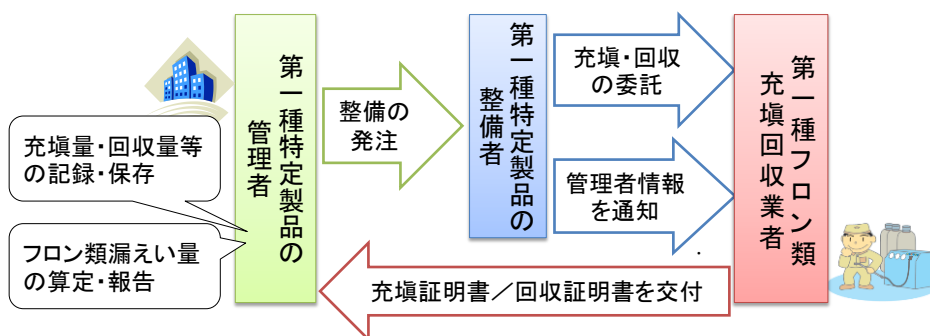
1年間のフロン類漏えい量が二酸化炭素換算量で 1,000 トン以上である管理者は、フロン類の

漏えい量等を国(事業所管大臣)へ報告することが義務付けられ、その内容は公表されます。

漏えい量は、「第一種フロン類充填回収業者」から交付される「充填証明書」及び「回収証明書」を元に、追加充填量を計算して算出します。平成 27 年度分の算定漏えい量の報告期限は、平成 28 年の 7 月末日となります。

ウ 充填及び回収の委託義務

当該製品に冷媒としてフロン類を充填し、又は当該製品からフロン類を回収するときは、第一種フロン類充填回収業者に委託しなければなりません。委託した充填回収業者から、充填又は回収作業に応じて「充填証明書」又は「回収証明書」が発行されますので、管理者の方は確実に同証明書を受理してください。



4. お願い

フロン排出抑制法では、業務用冷凍空調機器を所有する管理者には多くの取組が求められています。管理者としてフロン類を適正に管理し、機器の設置、使用、廃棄に当たり積極的な対応をお願いします。

普及啓発物品の作成

埼玉県フロン回収・処理推進協議会では、平成 26 年度事業でフロン回収の普及啓発物品として A4クリアファイルを作成しました。各業界団体などに配布して普及啓発を依頼したほか、8 月 28 日の産業廃棄物適正処理講習会などのイベントで配布し、業務用冷凍空調機器の管理者としてフロン類を適正な管理をするよう広く周知しました。

埼玉県フロン回収・処理推進協議会 事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁第三庁舎3階(埼玉県環境部大気環境課規制担当)

TEL:048-830-3058 FAX:048-830-4772

メール:a3050-09@pref.saitama.lg.jp

ホームページ:<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/furon/furon-kyougikai.html>